

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

国民年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで

昭和48年3月に国民年金に加入してから平成6年4月までのすべての期間について国民年金保険料を納めてきたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。税務署にも社会保険料控除の申告をしており、昭和62年の国民年金保険料は8万7,900円でした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間である3か月を除き未納期間が無く、申立人から提出された昭和62年の確定申告書の控えの社会保険料控除額は、当時、支払われるべき国民年金保険料の額と同一である。

また、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間も同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 140

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から同年3月まで

国民年金制度が発足した昭和36年4月から平成7年1月までのすべての期間について国民年金保険料を納めてきました。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間である3か月を除き未納期間が無く、申立人から提出された昭和62年の源泉徴収票の社会保険料控除額は、当時、支払われるべき国民年金保険料の額と同一である。

また、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間も同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

当時農業を営んでおり、家族全体で納めていたはずである。昭和44年加入当時は納付になっているのに、45、46年度の2年間だけ未納はありえない。手続や納付は母が行っており、その母は未納が無い。

当時、役場に手帳を預けており、自分で管理することができなかったため、役場や社会保険事務所で不手際があったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は高齢のため当時の話を聴取することはできず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は母親の国民年金保険料に未納がないことを申立ての理由に挙げているが、社会保険庁の記録では、申立期間当時の母親の記録は免除となっており、昭和47年12月と48年9月に追納されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄についても、当該期間についての国民年金保険料は、未納及び免除期間となっており、ほかに申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年3月まで

当時農業を営んでおり、家族全体で納めていたはずである。免除や未納になっている期間も納付していると思う。妹が納付になっているのに自分が免除というのもおかしい。手続や納付は母が行っており、その母は未納が無い。

当時、役場に手帳を預けており、自分で管理することができなかったため、役場や社会保険事務所で不手際があったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は高齢のため、当時の話を聴取することはできず、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は母親の国民年金保険料に未納がないことを申立ての理由に挙げているが、社会保険庁の記録では、申立期間当時の母親の記録は免除となっており、昭和47年12月と48年9月に追納されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の妹については、申立期間の一部（昭和45年4月から47年3月まで。）についての国民年金保険料は、未納となっており、ほかに申立人の母親が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 45 年 1 月まで

平成 19 年 7 月に社会保険事務所へ提出した納付記録照会申出書の回答は、昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料は、44 年 1 月から 45 年 3 月までの期間へ変更し、さらに、厚生年金保険の加入期間と重複している 44 年 1 月から 45 年 1 月までの保険料については、51 年 11 月に還付しているとのことであった。しかし、当時の家計簿を見ても記載が無く、還付の書類を見た記憶や還付を受けた記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人が保管する領収書の納付期間に誤記載があったものの、当時、国民年金の加入期間とされていた昭和44年1月から45年3月までの保険料として収納処理が行われ、その後、申立人が厚生年金保険に加入していた期間と重複していることから還付されていることに不自然さはみられない。

また、社会保険庁の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す還付金額や還付期間、還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の氏名及び住所について、社会保険庁の特殊台帳はカタカナで表記されており、申立人宅の近所に、同姓同名の申立人の姪が居住していたものの、当時、申立人の姪は、20歳未満であることから、誤配されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月及び同年3月
年金記録の通知が届き、申立期間について、昭和57年4月に還付しているとのことであったが、還付を受けた記憶はなく、還付請求書が送られてきたり、提出したりした記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が所持する領収証から昭和56年度当初に前納されていることが確認できるものの、厚生年金保険加入期間であることから、前納された申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険庁の特殊台帳とA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料を還付したことを示す還付金額や還付期間、還付決定日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の申立内容からも、国民年金が還付されていないことがうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 6 日から同年 8 月 6 日まで
② 昭和 40 年 2 月 21 日から 42 年 11 月 21 日まで
(A社)

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、①の昭和 39 年 4 月から同年 8 月まで、②の 40 年 2 月から 42 年 11 月までの加入期間は脱退手当金を受給しており、厚生年金保険の加入期間としないとの回答があったが、①、②の期間については脱退手当金を請求した記憶は無く受給していない。

また、社会保険庁のオンライン記録が二段書きになっており、1 回目と 2 回目の支給記録が支給金額・支給年月日とも同一であり、そのほかに昭和 40 年 2 月から同年 4 月まで勤務していた生命保険会社での厚生年金保険加入期間が、脱退手当金として支給されていないのも不自然である。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②については②の期間に係る事業所退職後、脱退手当金を受給していないとの主張であるが、当該事業所において、昭和 37 年 12 月から 45 年 9 月までの期間に資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある 21 名の支給記録を確認したところ、19 名について資格喪失日の 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている。このことを踏まえると、②の事業所を退職した 7 か月後に支給決定がなされた申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求がなされたものと考えられる。

また、オンライン記録上での二段書きの支給記録については、社会保険

事務所から、複数の事業所の脱退手当金支給期間の間に未請求期間がある場合には、オンラインの記録整備上、二段書きで表記することとなっており2回の支給記録ではないとの回答があるとともに、②の事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票の裏面備考欄には、「脱」表示があり、支給額に計算上の誤りも無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえがない。

さらに、昭和40年2月から同年4月までの生命保険会社での厚生年金保険加入期間については、厚生年金保険被保険者記号番号が異なっており、申立人の老齢厚生年金請求時に記録の統合を行っていることから、当該期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。